

メール 2012年12月、本年もお世話になりました

★企業の情報セキュリティ対策について

◇情報セキュリティの定義

フェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用が、10代20代の若者を中心に広がり、今や一般個人が情報を発信するツールとして定着しています。これを踏まえ、企業は情報管理について、インターネットの閲覧・メールの利用管理、個人情報の管理ほか、諸々の情報漏洩対策、退職後の守秘義務や競業避止など様々な領域についてセキュリティ対策を行わなければなりません。

そこでまずは、「情報セキュリティ」の定義について確認してまいります。情報セキュリティの国際規格 ISO27001（ISMS 情報セキュリティマネジメントシステム）では、情報セキュリティとは「機密性、完全性、可用性」と定義しています。

「機密性」とは、アクセスを認可された者だけが情報にアクセス出来ること

「完全性」とは、情報および処理方法が正確であること

「可用性」とは、利用者が、必要なときに、必要な情報を活用できること



これらを情報セキュリティの三大要素と言ひ、情報を処理する方法や関連する資産も含め保護すべきものすべてを「情報資産」と呼びます。しばしば個人情報や機密情報の漏洩などテレビ等のメディアで話題になりますが、情報漏洩は、企業の社会的信用の失墜だけではありません。情報セキュリティ関係の法律、基準、制度には主に次のようなものがあり、法律には罰則規定があることを認識しておく必要があります。

刑法、不正競争防止法、電気通信事業法、個人情報保護法、経済産業省・厚生労働省のガイドライン 等



◇情報セキュリティで保護すべき対象は？

情報セキュリティで保護すべき対象は、個人情報や企業情報のみではなく、前述の情報資産も該当します。情報資産は、データベースおよびデータファイル・システムに関する文書、ユーザマニュアル、操作手順書、代替手段の手配、記録保管された情報などが挙げられます。ソフトウェア資産で言えば、業務用・システムソフトウェア、開発用ツールおよびユーティリティ。物理的資産で言えば、コンピュータ装置、通信装置、磁気媒体、その他の技術装置。サービスで言えば、通信サービスなど多岐に渡ります。とはいえ、どこにどのような情報資産がどれだけ存在するかを知らずして対策を講じることは出来ません。まず「情報資産の棚卸し」を実施する必要があります。

◇情報保護の手法について

その上でそれぞれの重要度を決定していく訳ですが、まずは「機密性」「完全性」「可用性」の観点から、数値化していきます。数値化し重要度を決定した後は、この重要度が一目で判別できるよう**情報資産へのラベル付け**を実施しておくとい良いでしょう。例えば「重要なファイルには、赤いシールを貼り、許可された者しか開いてはいけないという取り決めをする」といった方法があります。また、これらの情報資産を保護する為に、**取り扱い者のルール化**が必要です。このルールの項目も多岐に渡りますが、例えば、「業務上使用する携帯電話の取り扱い」、「ノートパソコンの持ち込みや持出しなどの取り扱い」、「パソコンの廃棄に当たり注意すべき事項」、「電子メールの利用をめぐる情報管理メールの誤送信対策」、「インターネットの利用をめぐる情報管理」、「内部者の不正を

防ぐための情報管理の在り方」、「退職者をめぐる情報管理」などが挙げられます。これらについて社内規定を作成されることをお勧めしますが、社内規定を策定した後は、PDCA サイクルにより継続的に運用していきます。

P D C A とは？

P (Plan)	情報セキュリティ対策の具体的な計画・目標を策定
D (Do)	計画に基づいてさまざまな対策を実施・運用
C (Check)	実施した結果を点検・監視
A (Action)	是正処置、予防処置の実施、システムの維持管理、継続的改善

情報資産の取り扱いに当たっては、ルール化と社員教育を疎かにせず、皆で対策に取り組むことが肝要です。そして、企業価値の向上のためにも、情報セキュリティの三大要素である機密性、完全性、可用性の要素をバランスよく保ち、強固なセキュリティ体制を構築していくことが、今後ますます求められていくことになります。

★ 個人情報を漏洩させてしまった場合、どれぐらいの損害が発生するものなの？

◇ 一概には言えませんが、某IT企業が450万件の個人情報を漏洩させてしまった事件では、各個人に対する見舞金だけで22億円超もの金額が支払われた例もあります。

個人情報保護法は平成17年より施行され、各社ともその対策に努めていることと思われませんが、残念なことに個人情報漏洩事件は後を絶ちません。また、某エステティックサロンの個人情報漏洩事件では、裁判所により、1人あたりの賠償額を最大3万円（＋弁護士費用5千円）とする判決が出された例もあります。上記の賠償額以外にも、**新聞等への謝罪広告掲載費用、各個人へのお詫び状作成・送付費用、対応コールセンター設置費用、その後の予防・対策費用等も発生**します。また、民事上の責任以外では、刑事上の責任や個人情報保護法等による法的な罰則も含めると、損害額は非常に多額になります。当然ながら、社会的信用の失墜による企業のイメージダウンも大きな損害の一つだと言えます。**個人情報の漏洩の原因**としては、**従業員による不正な情報の持ち出しや管理ミスなどの「人」によるものが圧倒的に多い**ことから、漏洩対策として、情報の取り扱いに関するルールを明確にし、その運用についても**定期的な確認を行わなければなりません**。併せて、**社内の個人情報管理規程を整備し、採用時のみならず、退職時にも「守秘誓約書」と取るなどの対応も**取っておく必要があります。

★ 年金関連の法律のご案内

平成24年8月10日に、国民年金法及び厚生年金保険法等の改正法が成立しておりますが、以下、改めてその概要についてまとめましたので、参考にご覧下さい。

◇ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

1. 平成26年4月施行分

(消費税引上げ第1段階8%)

①遺族基礎年金の男女差解消 遺族基礎年金の支給要件の男女間の差異を解消。

2. 公布の日から2年の範囲内で政令で定める日

①産休期間中の保険料免除 産前・産後休業期間中の厚年保険料を免除し、将来の年金給付に反映。

②その他改善事項

◆給付関係

ア. 繰下げ支給の取り扱いの見直し 70歳到達後に繰下げ申出を行った場合でも、70歳時点で遡って申出があったものとみなす。

イ. 国民年金任意加入者の未納 期間の合算対象期間への算入60年改正前の任意加入期間のうち、未納期間も合算対象期間とする。

ウ. 障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和 明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合は、1年の待機期間を要しない。

エ. 特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取り扱いの改善 障害年金受給者については、請求の翌月からでなく、障害状態にあると判断される時に遡って障害特例による支給を行う。

オ. 未支給年金の請求範囲の拡大 未支給年金の請求範囲を、生計を同じくする3親等以内の親族（甥、姪、子の妻等）に拡大する。

◆保険料関係

カ. 免除期間に係る保険料の取り扱いの改善

国民年金保険料の①免除期間に係る前納保険料の還付、②法定免除遡及該当期間の保険料納付、③法定免除期間における保険料納付及び前納を可能とする。

キ. 保険料免除に係る遡及期間の見直し

保険料納付可能期間（過去 2 年分）について、遡及免除を可能とする。

ク. 付加保険料の納付期限の延長

国民年金保険料と同様に、過去 2 年分まで納付可能とする。

◆その他

ケ. 所在不明高齢者に係る届出義務化

年金受給者が所在不明となった場合に、その旨の届出をその受給者の世帯員に対して求め、年金支給の一時差止めを行う。

3. 平成 27 年 10 月施行分

（消費税引上げ第 2 段階 10%）

①受給資格期間の短縮

受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮。

4. 平成 28 年 10 月施行分

①短時間労働者に関する厚生年金被保険者資格の取扱い

週の所定労働時間及び月の所定労働日数に関する「4分の3要件」を満たす者に加え、4分の3要件を満たさない者のうち、「週所定労働時間が20時間以上」、「賃金が月額88,000円以上」、「勤務期間が1年以上」、「従業員50人以上の規模である企業に使用されている」の基準をすべて満たすパート労働者（学生を除く）について、適用対象とする。

なお、施行後、3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

②厚生年金標準報酬月額の下限改定

標準報酬下限（98,000円）の引き下げを行うこととし、健康保険制度と同様に、標準報酬月額等級に新たに以下の等級を加え、従来の等級を繰り下げる。

・第1級（88,000円： 報酬月額83,000円以上 93,000円未満の場合に 該当）

◇被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の概要

1. 公務員の恩給期間に係る追加費用削減（国共済・地共済）

（公布日から1年以内に政令で定める日）

恩給期間に係る給付について 27%引き下げる。ただし、給付額に対する引下げ額の割合が 10%を下回らないこと、減額後の給付額が230万円を下回らないこととする。

※旧3共済（NTT、JR、JT）分については、平成27年 10月施行。

2. 被用者年金一元化

（平成27年10月）

厚生年金制度に公務員及び私学教職員も加入し、2階部分の年金は、原則、厚生年金に統一する。

これらの改正法は消費税法等の改正と連動して規定されています。経済状況等により平成26年4月（消費税引上げ第1段階8%）、27年10月（消費税引上げ第2段階10%）の引上げが停止された場合は、年金改正についても見直しが行われることとなります。

ご意見・ご質問などは、お気軽にお問い合わせください。次号は1月31日にご送信いたします。（石田久男）